

令和6年度（第135回）福岡市情報公開審査会議事録

1 日 時 令和6年10月21日（月）13:30～14:05

2 場 所 福岡市役所10階 1002会議室

3 出席者

(1) 委員

大神 朋子
北坂 尚洋
櫛田 久代
作間 功
鈴木 崇弘
山下 亜紀子

(2) 事務局

情報公開室長	吉野 靖啓
情報公開係長	松平 広樹
情報公開係員	草野 友巴

4 会議経過

開 会

議 事

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 部会の設置及び部会に属する委員の指名について
- (4) 運用状況の報告について

閉 会

5 議事結果

(1) 会長の互選

会長に作間功委員が選任された。

(2) 会長職務代理者の指名

会長職務代理者に北坂尚洋委員が指名された。

(3) 部会の設置及び部会に属する委員の指名

2つの部会を設置すること、部会に属する委員については、配布資料2のとおり会長において指名された。

(4) 運用状況の報告

事務局から令和5年度の運用状況を報告した。

6 議事内容

(1) 会長の互選

事務局 ただいまから令和6年度(第135回)福岡市情報公開審査会を開会する。本日は、改選後初めての会合のため、会長選任までの間、事務局が進行役を務めさせていただく。

 これより議事に入る。議事(1)の「会長の互選」について、福岡市情報公開条例第25条第1項によると「委員の互選によりこれを定める。」と定められており、当審査会の会長を互選する必要があり、ご協議いただきたい。

委 員 作間委員が会長に適任だと考える。

事務局 ただいま作間委員に会長をお願いしたいとの意見があったが、いかがか。

 <異議なし>

事務局 作間委員、よろしいか。

 <作間委員承諾>

事務局 それでは全会一致で作間委員を会長に選出する。これからの議事の進行を作間会長にお願いします。

(2) 会長職務代理者の指名

会 長 議事（２）は、会長職務代理者の指名である。条例第２５条第３項によると、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」と定められており、会長職務代理者を会長が指名することとなっている。会長である私から、職務代理者を指名させていただく。北坂委員に、会長職務代理者をお願いしたいが、いかがか。

<異議なし>

会 長 会長職務代理者は、北坂委員とする。

(3) 部会の設置及び部会に属する委員の指名

会 長 議事（３）は、部会の設置及び部会に属する委員の指名である。条例第２７条第１項によると、「審査会は、審査請求に係る事件に関する事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。」と定められている。従前どおり、２つの部会を置くことでいかがか。

<異議なし>

会 長 続いて、部会の構成を検討する。条例第２７条第２項によると、「部会に属する委員の数は、３人以上とし、審査会の委員のうちから会長が指名する。」と定められており、会長である私から、配布資料２に記載のとおり、第１部会の委員として大神委員、大脇委員、櫛田委員及び私を、第２部会の委員として北坂委員、私、鈴木委員及び山下委員を指名する。よろしくをお願いしたい。

(4) 運用状況の報告

会 長 次に、事務局から運用状況の報告をお願いする。

<配布資料３「公文書公開請求の運用状況」を事務局が説明>

会 長 ただいまの報告について、質問等はないか。

委 員 福岡市情報公開審査会部会の運営状況について、審査請求の諮問から答申まで長いものでは２年程度を要している状況だが、当審査会の審議に時間を要している要因はあるか。

事務局 審査請求の諮問が行われた後は、当事者双方の書面のやりとりの後、当審査会での口頭意見陳述を経て、複数回の審議を行うことになるので、事案の性質にもよるが、これらに1年程度は要することになる。

さらに、令和3年度は諮問30件、令和4年度は諮問16件と例年より諮問件数多かったことが主な要因となっている。

複数の事案を並行して審議するなど迅速化を図っていきたい。

委員 審査請求人から、審査請求から審議に入る期間が長いことについてご意見をいただくことはないのか。

事務局 ご意見をいただくことはある。

審査請求人には状況を説明し、期間を要していることについてご理解をいただいている。

委員 審議の進め方について工夫していくことはあるか。

事務局 申立てがあった順に審議しているが、事案によっては長期にわたるものもあるため、それと並行で新たな事案の審議を行い、審議を終えた事案から答申していく。

会 長 そのほかに、質問等はないか。

会 長 それでは、予定していた議題を終了したので、令和6年度（第135回）福岡市情報公開審査会は、これで終了する。